

農地の一時転用

農地を一時的に農地外（仮設事務所・資材置場・土取り場等）に使用する場合にも農地法の許可が必要となります。

最近、公共工事等で事業地外の農地を一時的に使用する場合に農地法の許可なく使用される場合が見られます。工事をされる際にはご注意ください。

また、不明な点は地元農業委員又は農業委員会事務局までお尋ねください。

お問い合わせ

農業委員会事務局 農地係

TEL 0966 - 38 - 1485 (132)

FAX 0966 - 38 - 4451

E-Mail nougyou-i@town.kumamoto-nishi.lg.jp